

平成28年度 第3回秋田市中心市街地活性化協議会開催結果

平成28年12月1日（木）10時00分から、秋田商工会議所ホール80において、秋田市中心市街地活性化協議会を開催しましたので、その議事内容について公表します。

（議事内容）

○場 所 秋田商工会議所 7階 ホール80

○出席者 委員：17名 オブザーバー：17名 計34名

○議事次第

報 告 (1) 旧魁新報社跡地への商業施設の整備について
(2) 秋田フォーラスリニューアル計画について
(3) ㈱北都銀行による秋田版CCRC事業について
(4) 川反通案内サイン設置事業について
(5) JR東日本㈱による秋田駅周辺の開発計画について

説 明 (1) 第2期秋田市中心市街地活性化基本計画（申請案）について
(2) 県市連携文化施設に関する整備計画（最終案）について

協 議 (1) 意見書の提出について

○結果報告

【三浦会長の開会挨拶】

本日はお忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。

さて前回の協議会以降、中心市街地の活性化に向け様々な事業が動き出しております。大町商店街振興組合が主体となって取り組んでいる「旧魁新報社跡地への商業施設の整備」については、中小企業基盤整備機構様による全面サポートのもと調査事業が終了したとの報告を受けております。JR東日本秋田支社様におかれましても、既にご説明をいただいております秋田駅西口駐車場の建て替え、秋田駅の観光拠点開発に加え、秋田駅東口の新たなクリニック建設計画が10月に発表されております。また、「秋田フォーラス」についても来年2月末に一旦閉店し、OPAとしてリニューアルオープンするため改装工事に入ります。北都銀行様におかれましては秋田信用金庫様と共同でCCRCの拠点施設を整備する旨が公表されております。

こうした動きを取りまとめた第2期中活計画が県・市連携文化施設とともにパブリックコメントによる意見集約を経て、申請案としてまとめました。中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項には、「協議会は、市町村が作成しようとする基本計画及びその実施に関し必要な

事項について意見を述べる事ができる」と規定されております。本日は秋田市様より、第2期中活計画の申請案および県・市連携文化施設の最終案についてご説明賜り、規定にのっとり協議会としての意見を取りまとめたいと考えております。ご臨席の皆様からは、忌憚なきご意見をいただけますようお願い申しあげ挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

【委員紹介】

中心市街地活性化に関わる法律第15条1項2号に定められている秋田商工会議所の副会頭が、平成28年11月1日の役員改選で佐野元彦氏に変更となった旨紹介があった。

【内 容】

報 告

第2期中心市街地活性化基本計画掲載事業の進捗について各事業主体から報告があった。

(1)旧魁新報社跡地への商業施設の整備について、大町商店街振興組合の高堂理事長から報告があった。

中小企業基盤整備機構の中心市街地商業活性化診断・サポート事業（プロジェクト型）の活用により平成28年5月から10月までニーズ調査・マーケット調査を実施し、今後は12月初旬を目処に運営会社の設立に向け活動していく。

(2)秋田フォーラスリニューアル計画について、有限会社すぐる不動産代表取締役の木村秀三氏から報告があった。

平成29年2月で一旦営業を終了し、屋号をOPAとして新しく店舗や設備内容を刷新する。中心市街地活性化アドバイザーの河村守信氏からは補助制度について補足説明があり、弱体化した構造躯体の耐震性能を軽量化や補強によって法定レベルまで向上させるとともに、既存躯体の約80%を再利用しながら、建て替えの60~70%のコストで、大胆な意匠の転換を可能とする「リファイニング事業」と呼ばれる工法で実施予定。大型商業施設でのリファイニング事業は国内で初である。補助金については、国土交通省の耐震対策緊急促進事業、経済産業省の地域まちなか商業活性化支援事業（中心市街地再興戦略事業費補助金）を検討。前者補助額は耐震改修に要する費用の約11.5%、後者は中心市街地活性化基本計画の掲載事業であることが条件であり、1/2補助、上限1億とされている。

(3)㈱北都銀行による秋田版CCRC事業への取組みについて、地方創生部長の加藤敬氏から報告があった。

関連会社である秋田不動産サービス㈱（以下AFS）が事業主体となり、JR秋田駅前地区に隣接して店舗を構える北都銀行、秋田信用金庫の所有地において事業を展開する。AFSは秋田県の補助事業である「生涯活躍のまち」取組支援事業費補助金の採択を受けCCRC拠点施設の整備を行う。

(4)川反通案内サイン設置事業について、川反外町振興会会長の長澤欽一氏から報告があった。

8月31日に設置が完了した案内サインは概ね好評である。最終目標はアーチ設置であるが、実現に向けては課題も多いため来年度もサインを増設し、賑わいの創出を図りながら進めていく。

(5) JR東日本(株)による秋田駅周辺の開発計画について、秋田支社地域活性化推進部長の松本実氏から報告があった。

直近の取組みとして東口に「秋田プラチナタウン研究会」の一環でスポーツ整形クリニックを建設する計画について城東整形外科と合意したことを発表。また11月26日に点灯式を実施した「あきた光のファンタジー」について触れた後、西口駐車場の建替えや秋田駅観光拠点整備等、現在までの一連の事業について報告があった。

説明

第2期秋田市中心市街地活性化基本計画（申請案）について、秋田市都市整備部都市総務課の根田課長より説明があった。

本編に入る前に、4つの前提をご説明する。

一つ目は、パブリックコメントによる意見とその対応についてである。平成28年10月18日から11月11日にかけて一般市民の方々から意見をいただくためパブリックコメントを実施した。市民9名から38項目のご意見をいただいているということをもまずはご報告する。

二つ目は、内閣府との協議を踏まえ修正を実施したことである。具体的には「第2期」の文言を削除、「第1期基本計画」を「前計画」と表示、目標指標と目標値の変更、「事業推進のためのゾーニング」の追加、その他パブリックコメントを受けての文言等加筆修正を実施した。詳細については後程ご説明する。なお、本日で協議いただくことになっている意見書についても、後日提出いただく際には「第2期」および「第1期基本計画」等の文言は使用を控えていただきたい。

三つ目は本日の説明内容である。主として、掲載事業一覧、基本計画（案）の概要、実施事業箇所図（案）、秋田市中心市街地活性化基本計画（案）について前回の原案から変更となった部分を中心に説明させていただく。

四つ目は今後のスケジュールについてである。本協議会においてご意見をいただいた後、12月中旬の定例市議会にて基本計画の認定申請案を説明する。同月下旬には内閣府に対し大臣認定を申請し、翌年3月下旬には内閣総理大臣認定となる予定である。

それでは、本編の説明に入らせていただく。

初めに、「事業推進のためのゾーニング」の追加である。中心市街地を7つのゾーンに分け、ゾーン毎に位置付けや主な都市機能、ターゲットや関連する新規事業を記載しゾーン形成を明確にした。加えてゾーン間の歩行者の回遊性を高めていくため、主要歩行者導線等を整理した図面を掲載した。来街者を様々なゾーンへ誘導することで活性化を進めていきたいと考えている。

次に、目標指標と目標値の変更である。内閣府との協議により修正した内容は次のとおり。実測値を平成27年度以降の最新値に修正、「芸術文化施設利用者」の目標指標を「年間利用者数」から「1日平均利用者数」に変更、「公共施設利用件数」の名称を「市民活動等施設利用件数」に変更、「芸術文化施設利用者数」と「市民活動等施設利用件数」で利用が重複しないよう対象施設を区分、居住人口を人口の社会増に変更。結果として目標値については芸術文化施設利用者数を730,000人/年から1,530人/日に、居住人口4,000人を人口の社会増240人に、公共施設利用件数21,300件/年を市民活動等施設利用件数20,800件/年にそれぞれ修正した。

続いて、パブリックコメントを受けて追加した事項について説明する。中心市街地と郊外を結ぶ公共交通機関の利便性をどのように充実させるかを考えるべきであるというご意見に対し、「将来にわたり持続可能な公共交通網の実現を目指すため、全市的にバス路線の再編やバス利用

環境の改善について検討を進める必要があり、その中で中心市街地における公共交通の利便性の向上についても検討していくものとする」という文言を追加した。また、前計画における整備で変化した車輛・歩行者通行量を調査し、中心市街地活性化、交通利便性の確保などの観点から「一方通行の見直し」「公共交通の在り方」「歩行者回遊性の向上」など望ましい来街・回遊環境について検討していくという文言を追加して欲しいというご意見に対し、「今後予定されている施設や道路等の整備による交通環境の変化を踏まえ、中心市街地の活性化の観点から、中央街区の交通運用、公共交通の在り方、歩行者回遊性の向上など望ましい来街・回遊環境について検討していく必要がある」という文言を追加した。以上が原案から変更となった事項の説明である。

(2) 県市連携文化施設に関する整備計画（最終案）について、秋田市企画財政部企画調整課の齋藤課長より説明があった。

本日説明させていただく内容については大きく2点である。

一つ目は駐車場調整の進捗状況である。従前から駐車場については「敷地内への出演者・障害者等を対象とした駐車場の整備」、「近隣への一定規模の駐車場整備」、「周辺民間駐車場との連携」、「公共交通機関の活用」の4つの手法にて対応していくという説明をさせていただいている。このうち、本日説明する内容は、「近隣への一定規模の駐車場整備」にあたる部分であることをご理解いただきたい。県市連携文化施設の駐車場整備等に伴う秋田和洋女子高等学校の移転およびその補償については、新聞等で報道のとおり基本的に合意に至っており、11月14日付けで県、秋田市、学校法人和洋学園の三者間で今後の協議の進め方を定めた覚書を締結している。併せて地権者の内諾も得たことから同校敷地を確保できる見通しとなった。覚書には、県と市による学校敷地内への駐車場整備に伴い必要な移転補償について調査を開始すること、学校法人は整備に必要な土地の所有者および管理者への借地権に関する申出・手続き等について必要な協力を行うこと、移転補償の範囲・補償費・計画等について協議を行い、最終的な合意に至った場合は別途契約を締結することの3点が定められている。今後については県および市が速やかに移転補償に関する事前調査に着手する予定であり、移転の諸条件や移転の方針・範囲を整理することとし、函面等必要な資料の提供などについて覚書に基づき学校法人側に協力を依頼する。また本年度の調査に基づき、平成29年度には移転計画や移転工法、補償費等を内容とする建物移転補償調査を実施する予定である。

二つ目は県市連携文化施設に関する整備計画（最終案）についてである。本件については従前より概要について説明させていただいているため、変更点のみご説明させていただく。

駐車場用地の確保の見通しが立ったことによる変更点については、整備計画（案）の文中に「隣接する秋田和洋女子高等学校の敷地に駐車場を整備する」ことを明記するとともに、「イベント、公演関係者や出演者に加え、主に活動に必要な道具等を持参する文化団体や市民など文化施設の利用者の利便性を確保する」「県有地・市有地の大型バス等の待機スペースとしての活用について検討していく」の文言を加えた。また、秋田和洋高等学校の建物移転補償費および立体駐車場整備費等の財源についてはお示ししていた施設整備費200億円には含まれず、現時点では同種類の高等学校校舎建設費を参考に20～25億円程度と見込まれる旨を記載した。なお、これらの駐車場整備費についても施設整備費同様に社会資本整備総合交付金や地方債を財源として活用できるよう検討を進めることも併せて記載した。

スケジュールの精査に伴う変更点については、県民会館が使用できない期間をできるだけ縮減できないかというご意見をいただき県と検討した結果、他県の事例から手法によっては短縮が見込めるとの結論に達した。そのため、これまで平成 34 年中としてきた施設の完成および開館目標を平成 33 年度中に修正した。主な変更点は以上である。

その他、芸術文化ゾーンについての資料も添付させていただいている。詳細については前回の協議会で説明させていただいているため割愛するが、旧県立美術館の活用も含め、引き続き検討を重ねていきたい。

【出された意見】

芳賀委員（仲小路振興会）

第 2 期秋新市街地活性化基本計画について、中心市街地に多く見られるホテル等宿泊施設についてはどのように位置づけているのか。また、大型クルーズ船等の寄港による外国人観光客の対応についてはどうお考えか。

根田課長（秋田市都市整備部都市総務課）

宿泊施設に関しては対応する具体的事業がないため現段階では計画に記載していないが、土地建物の利活用推進といった観点から今後事業が具体化すれば、計画への追加を検討する。また、外国人観光客についても計画の中では「来街者」として捉えている。事業としては広小路や川反外町等各商店街で取り組むインバウンド事業として計画に掲載している。

木内委員（秋田まちづくり株）

県市連携文化施設について、民間を含んだ検討委員会は存在するのか。

齋藤課長（秋田市企画財政部企画調整課）

平成 25 年の整備構想および平成 26 年の整備計画の段階においては民間や大学等から有識者にご参画いただいていたが、それ以降は専門業者に委託して進めているため存在しない。

木内委員（秋田まちづくり株）

和洋高校の土地が確保できたというのは大変結構な話だと思うが、だとすればもう一度原点に立ち返って、既存の建設予定地に新たに確保した土地を加えた全体について配置計画を練り直すべきであると考えるがどうか。

齋藤課長（秋田市企画財政部企画調整課）

本事業については財源の確保も施設の整備計画と並行して進めてきた経緯がある。新たに確保した土地を加え全体の配置を見直すとなれば、相当タイトなスケジュールになることが想定されるため、施設は現在のスケジュールに基づき進めていき、駐車場については（これとは別に）平成 33 年度中の開館に合わせて整備を終了したいという考え方である。また、芸術文化ゾーンの観点から、広小路側から見えるけやきや土手には手を掛けずに活かしていくべきであると考えて

いる。以上から和洋高校の土地についてはあくまで駐車場用地として進めていきたいという考えである。

木内委員（秋田まちづくり株）

東海林太郎の記念碑、佐竹史料館、千秋公園についての考え方をお聞かせ願いたい。

齋藤課長（秋田市企画財政部企画調整課）

東海林太郎の記念碑があるポケットパークについては、施設の建替え工事中は一時閉鎖ということになるが、工事終了後には設置場所を検討した上で記念碑を再設置する予定である。佐竹史料館と千秋公園については来年度千秋公園再整備計画の見直しを実施することになっているため、その中で一体的に検討を進めていく。

木内委員（秋田まちづくり株）

エリアなかいちの経営に携わっている立場から言わせていただく。縣市連携文化施設ならびに駐車場の整備については後からクレームが出ないように、今後も民間の意見を取り入れながら十分に協議した上で進めていただきたい。

齋藤課長（秋田市企画財政部企画調整課）

了解した。貴重なご意見ということで承る。

佐々木委員（NPO法人 秋田バリアフリーネットワーク）

第2期中心市街地活性化基本計画について、本協議会でも議論になっていた一方通行の問題や歩行者回遊環境の向上について取り組みを具体的に記載している部分はあるのか。

根田課長（秋田市都市整備部都市総務課）

事業化されていないため、具体的な記載はしていないが、同様の意見がパブリックコメントでも寄せられており、抽象的ではあるが「中央街区の交通運用」「公共交通の在り方」「歩行者の回遊性の向上」など望ましい来街・回遊環境について検討していく必要があることは記載をさせていただいている。

木内委員（秋田まちづくり株）

商業者の売上以外にも医療や福祉などの売上も中心市街地の売上増加となるのか。

根田課長（秋田市都市整備部都市総務課）

医療や福祉を含む全ての業種の売上増加が活性化に繋がると考えるが、第2期秋田市活性化基本計画では目標とする指標に売上に関わる部分を入れていないことをご理解いただきたい。

小国委員（久保田城址歴史ボランティアの会）

縣市連携文化施設について、現段階で和洋高校脇の土塁は手を掛けることになっているのか。全く手を掛けるなどとは言わないまでも、可能な限り残して欲しいと思う。また、久保田城は東北

では仙台城に次ぐ規模を誇っているが、磨いてくることをしなかったために知名度が低くなってしまった。芸術文化ゾーン構想を含む第2期中心市街地活性化基本計画では歴史的なものを磨くような事業が余りにも少ないと考えるがどうか。

齋藤課長（秋田市企画財政部企画調整課）

土塁については11本のけやきの保存樹と一体になっている部分もあり、芸術文化ゾーンとして景観を可能な限り守っていきたい。また、芸術文化ゾーンでは歴史の導線を意識している。ゾーン間の回遊性を向上させるべく千秋公園再整備計画等と併せて、導線の整備も検討していく。

木内委員（秋田まちづくり株）

誤解を招いている恐れがあるので、最後に申しあげたい。

県市連携文化施設の在り方についての議論は行政主導で行っているため、県市連携文化施設が本来どうあるべきかという話し合いは、本協議会の中では行わない前提で進んできた。だから私は交通利便性の確保などの観点から「一方通行の見直し」「公共交通の在り方」「歩行者回遊性の向上」について話をしている訳で、決して本質の議論を棚上げしているのではない。本当に議論したい内容は「（県市連携文化施設の）在り方について」である。しかし先程、現在民間を含んだ検討委員会は存在しないとの事であった。このままでは民間の意見を反映する場がないので、秋田市に対して「民間の意見も取り入れたうえで十分協議を進めて欲しい」というお願いをしたのである。ご理解いただきたい。

協 議

中心市街地活性化に関わる法律第15条第9項に基づき当協議会から秋田市に対し提出する中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書について事務局から案が提示された。内容については、「中心市街地交通体系の在り方について研究・検討する場の設置」「県民会館が空白となる期間の対応措置の検討」「追加となる事業への柔軟な対応」の3点であり、特段意見もなく可決承認された。

その他

まちなかプロジェクトチームトライアル事業として実施している「中心市街地県市観光文化施設パンフレット作成事業（秋田市アートな街あるき）」について事務局から報告があった。

閉 会